

【陳情の審査】

陳情第90号

「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」の改正に関する陳情

資料1

陳情第90号説明資料

「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」の改正に関する陳情について

参考資料

資源物等の持ち去りへの対応方針

環境局

1 陳情の要旨について

○「資源物等の持ち去りへの対応方針」への反対を表明します。条例の改正を行う場合は、以下の検討をお願いします。

- (1) 個人への罰則をやめる。
- (2) 持ち去り対象については市指定の集積所に限定する。
- (3) 万が一、罰則を適用する場合のプロセスの明確化を行う。
- (4) 野宿者の人権に配慮をする。環境局は、市民に人権啓発をすることを条例制定の必要条件とする。
- (5) 中間就労を新たに創出する。
- (6) 生活保護の適用は、ハウジングファーストを原則とし、家族への照会調査をしない。

2 陳情に対する本市の考え方について①

(1) 個人への罰則をやめる。

・資源物等の持ち去りへの対応としては、市民の安全安心なごみ出し環境を確保していくことを基本的な方向性の一つとしており、抑止効果や実行性のある条例とする必要があると考えております。

・公衆衛生の保全の観点からも、特に悪質な持ち去りについては、組織的な場合はもちろん、個人についても、禁止を指導し、指導に従わない場合には、禁止命令書の交付を行い、継続的に実施した場合には、罰則を適用する必要があると考えております。

・罰則を含めた改正条例については、地方検察庁と協議を行っているところですので、内容が確定したのち、法的な根拠を含めた改正条例案をお示ししてまいります。

車両を用いた悪質な持ち去りの様子



(2) 持ち去り対象については市指定の集積所に限定する。

・行政収集対象品目については集積所からの持ち去り、資源集団回収については、資源集団回収場所からの持ち去りを禁止することを予定しています。なお、集積所等は、市で管理する地図情報システムにおいて、把握しております。



集積所

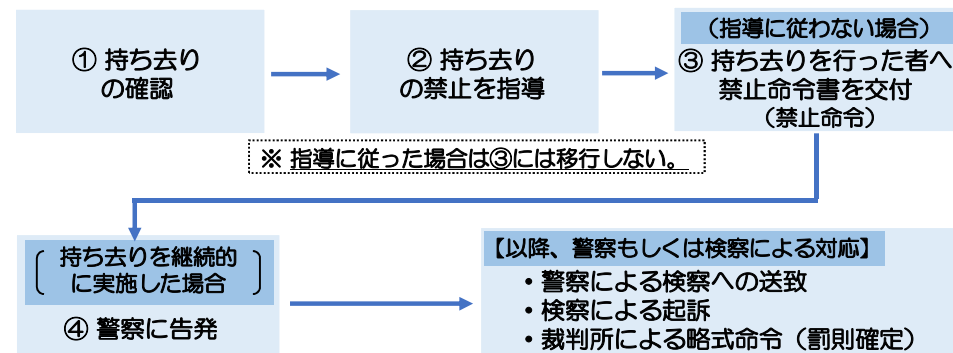


資源集団回収場所

(3) 万が一、罰則を適用する場合のプロセスの明確化を行う。

・罰則を適用する場合のプロセスについては、4月に策定した「資源物等の持ち去りへの対応方針」において、「持ち去りの発見から罰則確定までのイメージ」を公表しておりますが、改正条例の内容も踏まえて、条例改正後、広く周知を行ってまいります。

持ち去りの発見から罰則確定までのイメージ



(4) 野宿者の人権に配慮をする。環境局は、市民に人権啓発をすることを条例制定の必要条件とする。

・これまで、実際に缶集めを行っているホームレスの方や支援団体の方にお集まりいただき声を聞く会を開催するほか、支援団体の方との意見交換のなかで、様々な状況の中で缶集めを行っている等の意見をいただきました。

・こういった現状を踏まえ、4月に策定した「資源物等の持ち去りへの対応方針」における基本的な方向性では、ホームレスの方などに対しては、健康福祉局と連携し、自立に向けた支援につなげるなど、必要な取組を実施することとしています。

・この考え方に基づき、市民の方への啓発や現場で対応を行う市職員への研修など、関係局と連携し、人権の視点も踏まえて適切に対応してまいります。



声を聞く会の様子

陳情第90号説明資料

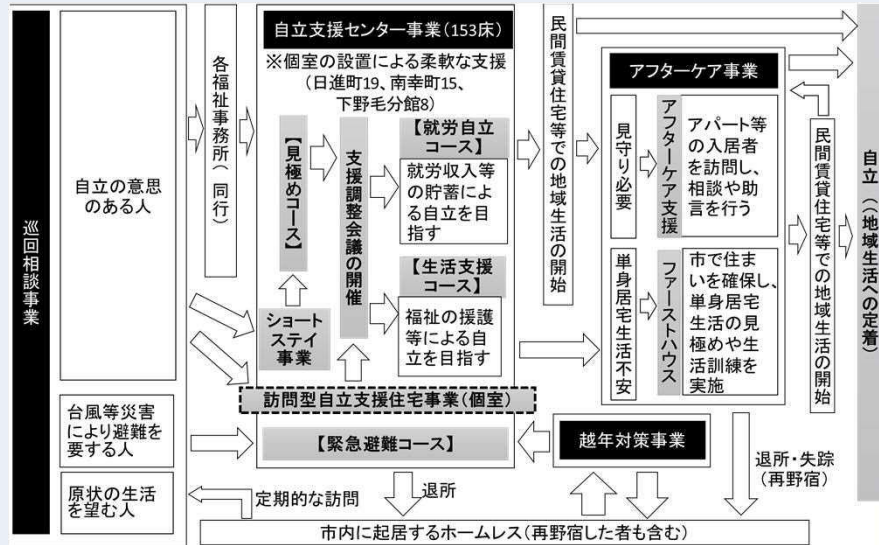
「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」の改正に関する陳情について

3 陳情に対する本市の考え方について②

(5) 中間就労を新たに創出する。

ホームレスは健康問題、家計管理、家族関係など複合的な課題を抱えていることも多く、**路上等における生活から脱却し、地域での生活に定着するまで、一貫した施策による支援**が必要です。収入確保手段としての中間的就労の創出については、公園や道路の清掃等が想定されますが、仮にその就労による収入が得られたとしても、対象者への各種支援を一体的に実施しなければ、安定した地域生活につなげることは困難で、かえって路上等における不安定な生活が長期化する可能性も否めません。本市としては、既存の**総合的なホームレス支援施策**を、対象者の状況に応じて切れ目なく実施し、ホームレスの自立を支援していきたいと考えます。

本市のホームレス等への自立に向けた支援施策



【ホームレス支援施策全体の流れ】

・巡回相談員が路上生活から脱却するための助言を行い、生活困窮者・ホームレス自立支援センター（以下「自立支援センター」という。）では、**就労や福祉の援護によるアパート等地域での自立に向けた支援**を行っております。
また、アパート入居後、定期的な訪問を行う**アフターケア事業**により、**再野宿の防止と地域定着**を図るなど、総合的な支援施策を行っております。

【巡回相談事業】

・巡回相談については、対象者の状況に応じて、訪問の頻度を調整しながら生活状況等の適切な把握に努めるとともに、必要に応じて非常用食料の提供を行っております。

【生活保護等へのつなぎ】

・生活保護等の行政サービス利用への拒否感の強い方に対しては、**窓口への同行**により心理的な負担の軽減を図るなど、対象者に寄り添った支援を行っております。

【自立支援センター事業】

・自立支援センターにおける多床室での生活が難しい方に対しては、状況に応じて、**施設内の個室も活用**しております（日進町・南幸町・下野毛分館）。
・施設等における集団生活に拒否感の強い方に対しては、**自立支援センターの短期間の利用（ショートステイ事業）**により、施設を体験してもらい、入所について考えるきっかけとしております。
また、長期間路上等で起居している、独居生活が可能な方等については、ハウジングファーストの視点を取り入れ、**自立支援センターを経由せず、借上げアパートにおいて訪問による支援を行う「訪問型自立支援住宅事業」**も活用しております。

【生活困窮者への支援】

・居所喪失者以外の生活困窮者に対しては、**だいJOBセンター**において、就労、家計、住まい、健康など様々な生活上の課題に対して、**専門の相談員による寄り添い型の支援**を行っております。

(6) 生活保護の適用は、ハウジングファーストを原則とし、家族への照会調査をしない。

・居所を喪失された方から福祉事務所に相談があった場合、自立支援センターを紹介しておりますが、集団生活や福祉制度の活用に対して拒否感が強く、長期に路上等で起居するホームレス等に対しては、前述の「訪問型自立支援住宅事業」も活用しております。

《ハウジングファースト》

・安心して暮らせる住まいを確保することを最優先とする考え方で、精神疾患や依存症を持ちながら、慢性的にホームレス状態にある人に対するアプローチとして、1990年代にアメリカで始まったホームレス支援手法。

【扶養義務の取扱いについて】

・生活保護は法令に基づく国の制度であり、制度の運用にあたっては、**各地方自治体は、法令のほか、国の通知等に基づき実施**することとされています。
・生活保護制度では、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させることとされており、申請者から、扶養義務者の有無や、その職業、収入等を聞き取った上で、扶養能力の調査を行うこととされています。

① 調査の対象となる扶養義務者

- ア 夫婦間及び親の未成熟の子に対する関係にある者
- イ 直系血族及び兄弟姉妹
- ウ 3親等以内の親族（おじ、おば、甥、姪など）のうち扶養の履行を期待できる特別な事情がある者

② 扶養義務者への照会を行わない場合

- ア **扶養義務者が被保護者、未成年、70歳以上の高齢者等の場合**
- イ **10年程度音信不通である等特別な事情があり明らかに扶養の履行が期待できない場合**
- ウ 夫の暴力から逃げてきた母子等扶養義務者に対して扶養を求めることが明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる場合

1 目的

本市において、集積所及び資源集団回収場所からの家庭系廃棄物（行政収集対象品目及び資源集団回収対象品目）の持ち去り行為（以下、「持ち去り」という。）が発生している現状を踏まえ、市民の安全安心なごみ出し環境を保全していくとともに、廃棄物適正処理を推進していくことを目的として、持ち去りに関する対応方針を策定しました。

2 現状

【これまでの対策】

- ・生活環境事業所でパトロールを実施
- ・市民からの連絡や問い合わせに応じて、現場の確認等を実施
- ・スポット的なパトロールの強化や集積所へのポスター等の掲示



- ・口頭での注意は可能だが、行為を禁止するような命令及び指導はできない。
- ・持ち去りを行う者に集合住宅敷地内の集積所等に不法に侵入された場合も、警察に相談するように市民にお伝えするほか、生活環境事業所でのパトロールを強化する等の対応までしかできない。

【対策の限界】

- ◎ 市民が集積所に出した資源物等を第3者に持ち去られる時の騒音、集積所の散乱、市で収集を行うために粗大ごみ処理券を購入したうえで排出したものを持ち去られることへの苦情が発生
- ◎ 今後、社会的情勢の変化により、資源物の市況が高騰した際には、悪質かつ組織的な持ち去りが更に横行する恐れがあるが、現行の体制では対応することが困難

【参考①】持ち去りの実態・被害状況の推計

	H27	H28	H29	H30	H31	平均
空き缶（t） 【アルミ缶】	379	344	246	230	204	280
粗大ごみ（個）	5,057	5,479	4,339	4,615	3,590	4,616

※ アルミ缶の持ち去り量は、市民1人あたりの消費量と市で行った資源化量から推計

【参考②】他都市における対策状況

【R3年4月1日現在】

政令指定都市（20市）	条例により禁止14市（他1市が要綱により禁止）
神奈川県内の市（18市）	条例により禁止15市

【参考③】市長への手紙等による意見、苦情等の概要

- ・粗大ごみを出すと、市が委託していない業者が選別を行いながら、粗大ごみを回収していきます。勝手な回収もそうですが、不法投棄なども懸念されるので、行政指導を行ったほうがよいかと思えます。
- ・空き缶を出しても、いつも知らない人に持っていかれます。空き缶は資源物なので、売却により得た財源は川崎市のために使っていただきたいと思えます。

3 課題

- （1）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、家庭系廃棄物の処理責任は市が有していますが、廃棄物が持ち去られた場合には自治体の処理責任が果たせません。
- （2）持ち去られた廃棄物については、ヤード業者に集められ海外へ不適正に輸出される事例がありますが、昨今、東南アジア諸国等において廃棄物輸入規制が実施されるとともに、令和元年にパーゼル条約の規制対象物に廃プラスチック類が追加されるなど、世界的に廃棄物の適正処理の機運は高まっている状況にあります。
市内で排出された家庭系廃棄物が不適正に処理されないことがないよう、自治体としての廃棄物の処理責任を果たしていくため、より一層の取組が必要になります。
- （3）ごみの減量化・資源化については市と市民が協働しながら取り組んでいますが、持ち去りは、市民の分別意識に影響を及ぼすことが懸念されるとともに、第3者が集積所等で持ち去りを行うために地域に入っていることに不安を感じる場合など、地域の安全・安心を脅かすことにつながる恐れがあります。

【参考④】ホームレスの方等から出された意見等【抜粋】

- ・缶を集めるにあたっては、市民の方にあいさつしながらやっている。生活の糧となっている仲間もいるので、規制されてしまうと、生活できなくなる人もいる。
- ・市民の人たちの理解のうえで、缶を集めている事例もあり、市民とのつながりが、ホームレスの方の癒しになっている側面もあります。

4 持ち去りに対する基本的な方向性

- （1）持ち去りを防止し、国内外における不適正処理を抑止することで、循環型社会の構築に寄与するとともに、自治体としての廃棄物処理の責務を果たしていきます。
また、集積所等における公衆衛生を保全していく等、市民の安全安心なごみ出し環境を確保していきます。
- （2）規制対象品目については、市民にとってわかりやすくするとともに、広く市民の遺失利益を保護するものを対象とします。
- （3）社会情勢により更に増加する恐れがある組織的な持ち去りに対応していくため、「廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」を改正します。罰則及び両罰規定を設けることで、抑止効果や実効性のある条例とします。
- （4）引き続き、パトロール等の対策を実施するとともに、特に悪質かつ組織的な持ち去りに対しては、改正条例に基づき行政指導や禁止命令等の対応を行います。また、ホームレスの方などに対しては、健康福祉局と連携し、自立に向けた支援につなげるなど、必要な取組を実施していきます。

【参考⑤】ホームレスの方などへの自立支援策について


本市では、生活困窮者・ホームレス自立支援センターを設置し、宿所・食事を提供するとともに、就労が可能と見込まれる方には求職活動支援等を、就労が難しい方に対しては福祉の援護による自立を目指す支援等を行うなど、ホームレス一人ひとりの状況や課題に応じたきめ細やかな相談支援を実施しています。ホームレスの方などに対しては、これらの事業を活用しながら、健康福祉局と連携した取組を実施していきます。

資源物等の持ち去りへの対応方針

5 持ち去りへの対応について

(1) 持ち去り禁止の対象とする品目

- ・下記の品目を持ち去り禁止の対象とします。

全ての行政収集対象品目	全ての資源集団回収対象品目
<ul style="list-style-type: none"> ・普通ごみ ・粗大ごみ ・空き缶 ・空きびん ・ペットボトル ・小物金属 ・使用済み乾電池 ・ミックスペーパー ・プラスチック製容器包装 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙類 (新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等) ・布類 (衣類・古布等) ・びん類 (一升びん、ビールびん等のリターナブルびん) 

(2) 条例改正の主な内容

① 家庭系廃棄物の持ち去りの禁止

- ・全ての行政収集対象品目の持ち去りを禁止
- ・全ての資源集団回収対象品目の持ち去りを禁止

② 持ち去りを禁止する命令

- ・条例の規定に違反して持ち去りを行ったときは、市が持ち去りを行った者に対して、持ち去りを行わないよう、命じることを可能にします。

③ 立入検査

- ・市が持ち去りの確認を行うため、関係車両等に立入検査を行うことを可能にします。

④ 禁止命令に違反した者等に対する罰則

- ・持ち去りの禁止命令に違反した者は、罰則(罰金)を適用
- ・罰則は持ち去りを行った当事者だけでなく、行為を行うために雇用している法人等についても、適用(両罰規定)

今後のスケジュール

令和3年5月以降	検察協議の実施(約3か月間)
令和3年9月以降	条例改正に係る手続き開始

- ※ 条例改正の公布後、十分な周知を行ったうえで、改正条例を施行します。条例施行後、さらに周知を行ったうえで、罰則適用を行う予定です。

6 条例改正後の基本的な対応方法

(1) 持ち去りの発見・連絡

- 例1 不法投棄や集積所の公衆衛生の保全等を目的としたパトロールを実施中の市職員等が発見
- 例2 市民の方が発見した場合には、生活環境事業所等に連絡をしていただき、情報をもとに市職員等が現地に向かい、持ち去りの確認を実施

※ 市民の方が資源物等の持ち去りを見つけた時、行為者への声掛けは危険を伴う場合がありますので、直接声をかけたりせずに、生活環境事業所等へ連絡をするように広報していきます。

(2) 持ち去りの防止対策

- ・スポット的なパトロール
 - ・集積所への注意喚起のポスター掲示
 - ・広報チラシの作成、ホームページ及びTwitter(ツイッター)等による周知
- などの取組を実施

(3) 持ち去りの現場確認

- ・持ち去りを確認した場合には、市職員等が持ち去り禁止について指導を行います。
- ・市職員等の指導に従わず、持ち去りをやめない場合や持ち去りを継続的に実施した場合、持ち去りを行った者に対し禁止命令書を交付します。
- ・禁止命令書を交付された者が、継続的に持ち去りを行ったこと(禁止命令違反)を確認した場合には、警察に告発します。

(4) 持ち去りの禁止命令に従わない場合の現場確認以降の流れ

- ・警察による検察への送致
- ・検察による起訴
- ・裁判所による略式命令で罰則(罰金)が確定

【持ち去りの発見から罰則確定までのイメージ】

